

# 非常災害用井戸認定制度 導入ガイドライン

平成 25 年 1 月

滋賀県健康福祉部生活衛生課

## はじめに

阪神淡路大震災や東日本大震災などの大地震による災害時には、給配水管や水道施設が損壊し、飲料水をはじめ、トイレ、掃除、洗濯用などの生活用水が確保できず、被災者の方々は大変不便な生活を余儀なくされました。

飲料水については、ペットボトルなどの備蓄や応急給水などで比較的速やかに確保されましたが、大量に必要とされる生活用水は十分な供給までに相当な日数がかかっています。

災害時には、公的な支援とともに、自助、共助の力が重要な役割を担っており、過去の水道断水時に、地域の民間井戸が生活用水として活用され、地域の生活に役立てられた例が全国で多数報告されています。

滋賀県は、豊かな水に恵まれ、井戸はもちろん、自噴する湧き水、川の水を使った「かばた（川端）」、「かわと（川戸）」が生活に利用されてきました。こうした自然水を利用することは有効と思われます。

このガイドラインは、既存の井戸を災害時に役立てるため、市町が非常災害用井戸認定制度を導入するにあたり、必要とされる登録要件等について、取りまとめたものです。

## 非常災害用井戸認定制度の概要

### 非常災害用井戸とは

防災井戸、災害用井戸とも言われ、災害時に水道が断水した場合に不足する水を確保する手段の一つであり、井戸の設置目的や管理状況等により、消防用水、飲料水、生活用水などに用いることを想定しています。これらの井戸には、自治体や企業等が災害に備え管理運用するものや、市町が既存の民間井戸を非常災害用井戸として登録・認定するもの等があります。

### 非常災害用井戸認定制度とは

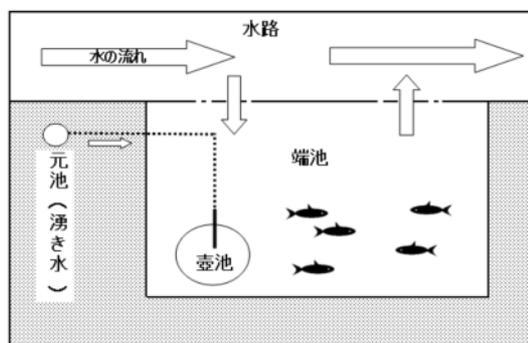
あらかじめ、市町が井戸所有者から協力者を募り、災害時に近隣住民が利用できる井戸として認定・周知することにより、災害時に地域の井戸を活用しやすくする制度です。

この認定制度は、地域の助け合いの精神を後押しするものであり、自治会や自主防災組織との協力が不可欠です。このため、制度の実施については、市町が主体となっており、市町が主体としております。

登録された井戸は、井戸所有者の同意を得て、標識の掲示や広報誌・ホームページへの掲載、自主防災組織への情報提供などで地域住民に周知され、災害による断水発生時には、主に、トイレ、掃除、洗濯などに用いる生活用水として活用されます。

なお、登録対象となる井戸は、個人や事業所が所有する井戸の他、自噴の湧き水やかばた（川端）も想定されます。

かばた（川端）とは、湧き水と川から引き込んだ水路の水を生活用水に利用した仕組みで、琵琶湖西岸に位置する高島市針江地区周辺で見られます。湧き水は飲料水や料理に用いられます。使用した食器の食べ残しや野菜を洗ったあとの野菜くずは、水路の水を引き込んだ端池で飼われている鯉などが食べて、川下にはきれいな水が流れていきます。



かばた（川端）の模式図



かばた（川端）

## 非常災害用井戸認定制度導入のメリット

非常災害用井戸認定制度には次のようなメリットが考えられます。

1. 新たに井戸を設置する場合と比べ、少ない予算で災害時に活用できる井戸を把握できる。
2. あらかじめ井戸を認定・登録し、地域住民に周知しておくことにより、断水発生時に地域の既存井戸を有効活用することができる。
3. 継続して得られる安定した水源として期待でき、応急給水体制等による供給水の不足分を補うことができる。
4. 生活用水の不足を補うことにより、公衆衛生の悪化を防ぐことが期待できる。
5. 地域の井戸を活用することから、給水拠点が高い場合等では、井戸の近隣住民にとって、大量に使用する生活用水運搬の労力の軽減が期待できる。
6. 地域住民の助け合いの精神に基づく制度であり、制度の運用により、地域の防災意識の向上、地域での助けあい（共助）の後押しが期待できる。
7. 自主防災組織等と協力して、認定制度を周知することにより、自主防災組織等の活動の活性化が期待できる。

## 認定制度の検討項目について

認定制度の登録に関する要綱を作成する上では、下記の項目について検討することが考えられます。

- ・ 使用目的
- ・ 登録要件（井戸状況、水質基準および井戸情報の提供・公開）
- ・ 水質検査の取扱い
- ・ 標識（プレート）等の取扱い
- ・ 井戸の利用条件（利用者の遵守事項等）
- ・ 登録の手続き、登録の変更、登録の解除
- ・ 登録期間の設定

各項目について解説とともに、注意事項や必要に応じて変更・追加等していただく内容について記載しています。

## 使用目的

・生活用水（飲用以外の、トイレ、掃除等を目的とする。）

### （解説）

井戸水は、外観や臭い等に異常がなくても、大腸菌などの細菌に汚染されている場合があり、特に震災後は、それまで飲用していた井戸水であっても、周囲の下水管の破損による汚水等で汚染されたり、水脈の変化による水質変化の可能性があります。

こうしたことから、飲用を目的とせず、トイレ洗浄や掃除等に用いる生活用水としての活用を目的とします。なお、「等」には、井戸水がある程度無色透明で、金気（鉄分）が少ない場合には、洗濯にも利用できることを考慮しています。

生活用水の用途として、風呂については特に大量の水を必要とし、また、洗面については、うがいや歯磨きが含まれ水を飲み込む恐れがあるため、用途としてあげていません。

### （事例）

札幌市、川崎市、横浜市では、制度発足当初は飲用目的も含まれていましたが、衛生上の問題等から制度が変更され、現在は生活用水（飲用以外）を目的としています。

### （変更・追加事項）

洗濯に用いる場合は、金気の少ないある程度無色透明な水が必要となるため、利用目的を「トイレ、掃除等」としていますが、登録時等に水質検査を実施し、洗濯等利用の可否についての判断をすることで、利用目的を、「トイレ、掃除、洗濯」とすることも考えられます。

### （参考資料）

「姫路市における災害時市民開放井戸登録制度について」(平成 22 年度 姫路市環境衛生研究所報 Vol.18 P57～59)

検査を実施した井戸の半数が飲用不適であり、そのうち 65%が一般細菌や大腸菌による基準超過でした。また、色度が 1 度未満でも 4 割近くが飲用不適であり、無色透明であっても飲用に適するとは限らないと報告されています。

「震災等の非常時における水質試験方法」日本水道協会発行

「震災等の非常時における水質試験方法」は、水質試験の機器機材が不十分な状況においても、飲料水の安全性を保証すべきという観点に立って試験方法が取りまとめられたものです。

井戸水、湧水由来の飲料水は、消毒等浄水処理が行われていないため、特に病原微生物による汚染がないことを確認する必要があります。加えて、井戸水や湧水では、周辺に生活排水処理施設、家畜飼育場など汚染源となる施設がないことを確認し、汚染の可能性が高い場合は、測定結果にかかわらず飲用できないとしています。

### 登録要件（井戸状況）

- ・ 市町内に存在する井戸であること
- ・ 災害時に無償で井戸水を提供できること
- ・ 井戸を現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの

### （解説）

本制度は、地域の共助の精神に基づくものであり、井戸所有者が日常使用されている井戸の井戸水を、災害時に広く役立てるため、無償で提供していただくことが原則になります。

井戸の管理状況として、利用目的をトイレ、掃除、洗濯の生活用水とする場合は、厳密な衛生管理は必要ではありません。

利用可能な水量・水質を有しており、井戸所有者によるある程度の管理が継続されることを示す、「井戸を現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの」を登録要件とすることで、必要要件を満たすと考えます。

なお、対象とする井戸には、井戸の他、湧き水やかばた（川端）も含めることが想定されます。

### （注意事項）

現在使用されておらず、今後も使用されない井戸は、継続した井戸の状況把握や管理が行われず、使用不能となる恐れが高いため、登録対象から除外します。

ただし、これまで使用されていなくても、使用可能な井戸であり今後使用していただけるのであれば、登録対象とします。

なお、現状で明らかに危険な井戸や汚染のある井戸については、使用可能な井戸とは考えられないため、除外する必要があります。

### （補足）

揚水ポンプについては、手動式のポンプ等だけでなく、電動式ポンプについても登録対象とすることとします。災害における生活インフラの復旧速度は、電気が最も早く、阪神淡路大震災でも1週間程度で速やかに復旧しています。一方、水道は、ガスと並んで復旧速度は遅く、阪神淡路大震災では最大3ヶ月かかっています。このため、災害後の生活が動きだし、生活水の要求が増加する時期には、ある程度電気は復旧していることが想定されるため、電動式ポンプであっても利用できると考えられます。

応急給水の目標設定例

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3ℓ/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
10日	20ℓ/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100ℓ/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 (約 250ℓ/人・日)	概ね 100m 以内	仮配管からの各戸給水 共用栓

注) 目標水量、運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。

(表) 厚生労働省「水道の耐震化計画等策定指針」より抜粋

**（変更・追加事項）**

登録要件の記載方法として、「現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの」としていることを下記のとおり詳細に記載する方法もあります。その場合は、各々の判断基準を検討する必要があります。

- ・ 井戸枠等があり井戸利用時に安全であること
- ・ 周囲に井戸水を汚染するものがないこと
- ・ 利用可能な水量があること
- ・ 使用目的にあった水質を満たすこと
- ・ 井戸所有者により適正な管理が行われていること

なお、井戸設置場所については、屋内設置井戸を対象外とするなど、井戸設置場所に制限を設ける場合は、上記項目例に

- ・ 井戸利用者が利用しやすい場所にあること
- を、追加します。

### 登録要件（水質基準）

（飲用目的としないため、原則として設定しませんが、水質を担保するため水質基準を設定する場合があります。）

#### （解説）

水質基準の設定は、飲用目的とする場合は必要となりますが、トイレ、掃除、洗濯の生活用水が利用目的であれば、厳密な水質基準は必要としません。

また、震災後は、濁りの発生や水質、水量の変化の可能性があるため、平常時の水質検査結果は参考値としての扱いとなります。

よって、登録要件（井戸状況）で設定した「井戸を現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの」とすることで、最低限トイレ、掃除用途に利用することは可能と考え、原則登録要件として水質基準は設定しないとしています。

#### （注意事項）

震災前の状況で金気（鉄分）等が多い場合や、震災後の濁りの発生や水質、水量の変化が想定されるため、登録井戸の井戸水は、トイレ、掃除、洗濯のすべての用途に使用できるとは限りません。その時の井戸水の状況に応じて、使える用途に使用していただく必要があります。

#### （変更・追加事項）

水質基準の設定は原則不要としていますが、洗濯への利用等、ある程度の水質を担保する判断材料として、水質基準を設定することも考えられます。水質基準を設定する場合は、

「飲用を除く生活用水として使用可能な水質であること」

とする場合や、具体的に基準項目と基準値を設定する場合があります。

設定する項目としては、滋賀県飲用井戸等衛生対策要領から目的に応じた数項目を選択することが考えられます。また、基準値としては、水道水質基準の基準値を準用するか、そもそも、飲用を除く生活用水としての基準値はないため、例のように、水道水質基準値を緩くして設定することが想定されます。

#### （例）姫路市の水質にかかる登録要件

項目名	判定基準
色 度	10 度以下
濁 度	5 度以下
臭 気	異常でないこと
一般細菌	2,000 cfu/ml 以下

「飲用を除く生活用水として使用可能な水質であること」とする場合でも、トイレに使用できる水質であることを要件として、多少の濁りなどは許容する場合と、その他の洗濯等の使用目的も考慮して、無色透明、無臭であることを条件とする場合があります。

### 登録要件（井戸情報の提供・公開）

- ・ 門、玄関、塀等、近隣から見える場所に登録井戸が所在する旨の標識を掲示することについて同意のあること
- ・ 井戸情報を公開することについて同意のあること

#### （解説）

災害時に登録井戸を有効に利用するためには、近隣住民が登録している井戸の場所を日常から認識してもらうことが大切です。

そのため、井戸情報の周知方法としては、近隣の住民が具体的に登録井戸がある場所を把握できることが必要です。

井戸情報の地域住民への周知の方法は、登録井戸設置標識の門扉等への掲示とともに、広報誌や自治体ホームページへの掲載、自治体窓口での情報提供、防災マップへの記載、地域の町内会や防災組織との情報共有などがあります。（標識等については 11 頁に詳細を記載しています）

また、周知内容としては、広報誌やホームページの掲載では、住所氏名の一覧を公開している例や地図上で場所を示す方法、防災マップでは場所の表示を、町内会や自主防災組織への情報提供では井戸所在地や井戸所有者の氏名の提供を行っている例があります。いずれの場合も、周知する方法や内容を明確にして、井戸所有者の承諾を得ることが必要となります。

これらのことから、井戸標識の掲示とともに、井戸情報を公開することについて同意のあることを記載し、詳細は申込書に記載し同意を得ることとしています。

申込書等には、例として次のように具体的な公開内容について記載し、書面で同意を得ることで、井戸所有者と公開内容についてそごがないようにすることとします。なお、内容については各自治体での実施予定により取捨選択していただきます。

#### （申込書記載事項例）

- ・ 門、玄関、塀等、近隣から見える場所に登録井戸が所在する旨の標識を掲示することに同意します。
- ・ 広報誌やホームページ、防災マップ等防災関係資料で、地図上に井戸設置場所を表示することに同意します。
- ・ 広報誌やホームページにより、井戸所在地および井戸所有者の氏名を公表することに同意します。（または、井戸所在地住所の字名までおよび井戸所有者の姓の公表に同意します等、内容変更する。）
- ・ 町内会および自主防災組織への、井戸所在地、井戸所有者氏名の情報提供に同意します。
- ・ 近隣住民への井戸所在地、井戸所有者氏名の情報提供に同意します。

### **（注意事項）**

自治体窓口での情報提供であっても、一覧表の開示であると、情報公開請求が行われた場合、一般に公開にしている情報として個人情報であっても公開対象となることが考えられます。

その場合に備え、個別に情報提供する場合は、住民の住所地近辺の登録井戸に限るとするなど、提供する情報の範囲を限定し、井戸所有者の同意の範囲を超えないようにするとともに、意図しない情報の公開が発生しないよう注意することが必要です。

### **（検討事項）**

ホームページ等での井戸情報の詳細な公開は、広く住民に周知できますが、井戸所有者の心理的抵抗が大きく、地域によっては同意を得られない可能性が高いと思われます。一方、町内会レベルでの井戸情報の公開であれば比較的井戸所有者の理解が得やすいと思われます。

そのため、防災マップ等による場所の表示、登録井戸設置標識の掲示、自治体窓口等による情報の公開により周知するとともに、町内会や防災組織を通じた地域住民への周知や防災訓練等の実施が効果的と考えられます。

## 水質検査の実施

(水質基準を設定しない場合は原則実施しないとしますが、水質基準を設定した場合は、基準値への適合を判断するため等の目的で、行政による水質検査が必要となります。)

### (解説)

当ガイドラインでは飲用を目的としていないため、原則水質基準を設定しておらず、基準への適合を判断するための水質検査は実施しないとしています。しかし、水質基準を設定した場合は、登録の可否を判断するため等の目的で水質検査の実施が必要になります。

### (変更・追加事項)

水質基準値への適合を判断する目的以外でも、状況把握、衛生指導、サービスなどを目的として、行政による水質検査を実施している事例があります。

なお、水質検査を実施する場合は、次の事項についても検討の余地があります。

- ・ 検査対象者の選定(全員とするか希望者のみとするか)
- ・ 検査項目および必要に応じた基準値の設定
- ・ 検査頻度の設定(登録時の実施、定期または不定期の実施から必要に応じて設定)
- ・ 検査時期の設定(随時検査を実施するか、時期を限定して実施するか)

### (事例)

制度を実施している自治体の状況を調査したところ、回答のあった35自治体のうち、飲用目的、または具体的な水質基準を設定している18自治体は、すべて水質検査を実施していました。

検査を実施している18自治体の検査目的(複数回答)は、登録の可否の判断が18自治体、申請への動機付け・サービスが3自治体、その他、啓発・衛生指導目的が5自治体でした。

また、生活用水を目的とし、具体的な水質基準を設定していない17自治体のうち、水質検査を実施しているのは9自治体、実施していないのは8自治体でした。

検査を実施している9自治体の検査目的(複数回答)は、登録の可否の判断が4自治体、申請への動機付け・サービスが5自治体、その他、啓発・衛生指導目的が3自治体、現状把握目的が2自治体でした。(平成24年度生活衛生課調査結果より)

### 標識（プレート）等の交付

- ・登録の決定を行った井戸所有者には、登録標識および注意標識（以下「標識等」という。）を交付する。
- ・標識等の交付を受けた井戸所有者は、登録標識を当該井戸の家屋の門、扉または塀等、近隣住民が認識しやすい場所に、また、注意標識を登録井戸周辺等の、井戸利用者が認識しやすい場所に取り付けるものとする。
- ・井戸所有者から標識等の紛失、破損の申し出があった場合は、再交付申請書の提出により、標識等を再交付する。

### （解説）

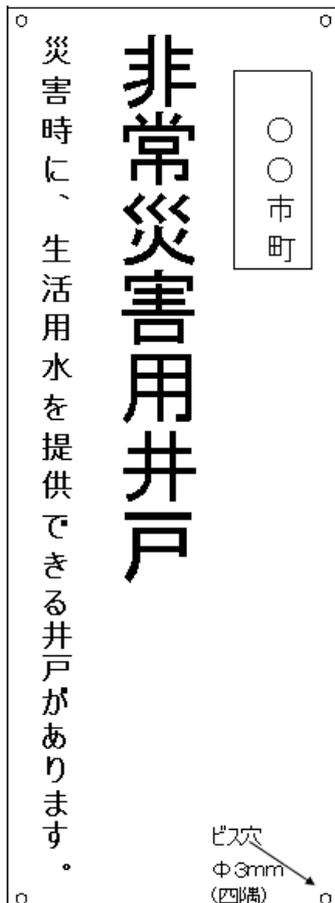
災害時に登録井戸を有効に利用するためには、近隣住民が登録している井戸の場所を日常から認識してもらうことが大切です。

そのため、井戸情報の周知方法としては、近隣の住民が具体的に登録井戸がある場所を把握できることが必要になります。

登録標識の門柱等への掲示は、井戸設置場所を具体的に認識する上で必要であるとともに、井戸所有者の地域への助け合いの精神を表し、さらに防災意識を向上するものと思われます。

（登録井戸設置標識

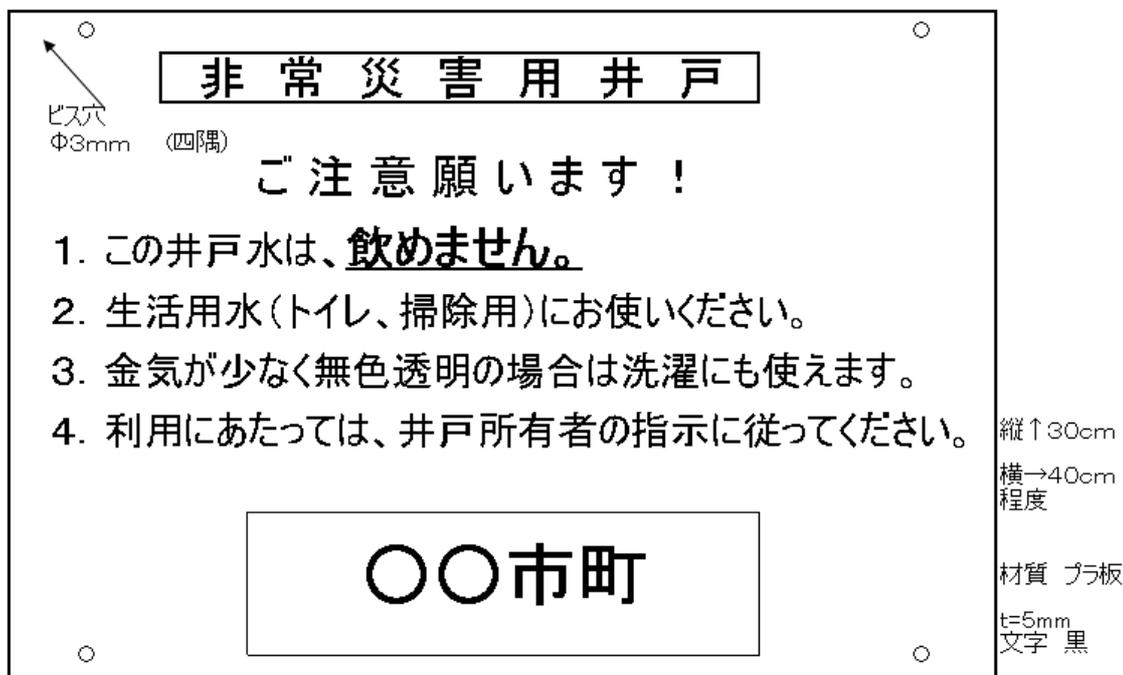
例）



材質 プラ板 t=5mm  
縦25cm程度  
横10cm程度  
文字 黒

また、井戸を利用する上での注意を喚起するため、井戸周辺等、井戸利用者が認識しやすい場所に利用上の注意標識を設置することも有効と考えられます。

(注意標識例)



これら標識の破損や紛失に対応するため、再交付申請書により標識の再交付を行うこととしています。

(変更・追加事項)

標識の破損や紛失の場合は、標識を得ることにより特に権利が発生するものでもないため、再交付申請書などは用いず、井戸所有者からの要望があれば随時再交付する方法もあります。

### 井戸の利用条件（利用者の遵守事項等）

- ・登録井戸の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。
  - (1) 井戸の利用は災害時に限られ、利用時間は井戸所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
  - (2) 井戸の利用は、井戸所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
  - (3) 井戸所有者から井戸に関する管理運営上の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

### （解説）

本制度による井戸水の提供は、井戸所有者の助け合いの精神に基づき可能な範囲で提供していただくものであり、利用者は、感謝の気持ちを持ち節度をもって利用するものです。

このことを外れる振る舞いや要求が行われることのないよう、利用に当たっての遵守事項を明記します。

### （参考事例）

井戸の利用基準として下記（例）のとおり詳細に設定している自治体もあります。

（例）豊橋市「防災井戸指定要領」から「防災井戸の利用基準」を転載

- 1 井戸水の提供はボランティアであり、提供について井戸の所有者が絶対の責任を負うものではありません。
- 2 井戸水の利用にあたっては、所有者の指示に従ってください。
- 3 井戸水の提供を受けるための容器は利用者が準備し、井戸水の持ち帰りは利用者が行ってください。
- 4 井戸水は、生活用水（トイレ、洗濯、清掃用等）として用い、飲用には使用しないでください。
- 5 井戸水の利用は、災害発生時に限ります。
- 6 停電時には使用できない井戸もありますので、その場合は電気の復旧後にご利用ください。
- 7 井戸水の提供を受けた結果、提供者の故意によるものでなく、利用者の身体および利用者の所有する物品に被害を被った場合は、提供者にその責は問えませんのでご了承ください。
- 8 井戸水を採ることができる施設には、「防災井戸」のステッカーが掲示されています。

### 登録の手続き

- ・井戸水を提供する意思のある井戸所有者は、登録申出書に必要な事項を記載し、市町長に申し出るものとする。
- ・市町長は前項の登録申出書を受理したときは、内容等を審査して登録の適否を決定し、その結果を登録適否決定通知書により、井戸所有者に通知するものとする。

### 登録の変更

- ・井戸所有者は、登録申出書の記載内容に変更が生じた場合は、登録変更申出書により市町長に申し出るものとする。

### 登録の解除

- ・井戸所有者は、次に掲げる場合は登録解除申出書により、市町長に申し出るものとする。
  - (1) 井戸を廃止した場合
  - (2) 井戸の使用を停止した場合
  - (3) 井戸を譲渡した場合
  - (4) 井戸水を近隣住民に提供することができなくなった場合
- ・市町長は、次に掲げる場合は、井戸の登録を解除することができる。
  - (1) 前項の規定による申し出があった場合
  - (2) 登録要件を満たさなくなった場合
  - (3) その他市町長が登録井戸として適当でないと認めた場合
- ・市町長は、前項第2号および第3号の規定により井戸の登録を解除する場合は、登録解除通知書により井戸所有者に通知するものとする。

### (解説)

登録の申し出、登録内容変更の申し出、登録解除の申し出については、各々の様式を作成する必要があります。

登録手続きは、井戸所有者からの登録申出書の内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、登録決定適否通知書により井戸所有者に通知します。

登録の変更は、親族間で井戸を相続等し登録を継続するために井戸所有者を変更する場合や、事業所の名称変更の場合、井戸の仕様に変更が生じた場合など、登録申出書の記載内容に変更が生じた場合に、申し出るものとします。

登録の解除は、井戸所有者から登録解除を申し出るときは登録解除申出書によるものとし、受理した時点で登録解除とします。また、登録井戸所有者からの申出書によらず登録を解除する場合は、登録解除通知書により井戸所有者に通知します。

### (変更・追加事項)

登録を決定する場合や登録解除する場合の通知を、井戸所有者とともに自主防災組織等の長に同時に通知することにより、速やかに登録井戸の情報を共有化する方法もあります。

### 登録期間の設定

- ・登録期間は、標識の交付の日から3年とする。
- ・市町長は、必要に応じて登録された井戸所有者に対し、更新の意思の有無等を確認するものとする。
- ・更新の意思の確認時等に、登録要件を満たさないことを確認した場合、井戸が譲渡されている場合、または井戸所有者に登録期間の更新の確認ができなかった場合以外は、登録の満了する日からさらに3年間登録期間を更新することができる。

#### (解説)

制度を運用していくなかで、井戸設備等の変更や廃止の際の申し出がされない場合や、井戸所有者の転居や世代交代などの際に必要と規定している申出書が提出されない場合など、井戸情報の信頼性の低下が予想されます。

(予想される登録の変更・解除例)

- ・井戸の廃止
- ・井戸の使用中止
- ・井戸設備等の変更
- ・井戸所有者の死亡、転居
- ・相続による井戸所有者の変更

登録期間を設定することで、定期的な情報の聞き取りや調査を行い、必要に応じて変更申出書の提出要請や、登録解除を行います。井戸の廃止や使用停止などにより井戸水の提供ができなくなった場合や、井戸所有者が変更されており登録解除の申し出がない場合でも、更新しないことで登録の解除を行います。

#### (事例)

登録更新期間については定まったものではありませんが、期間を設定している9自治体は1年から5年の間で設定しており、5自治体が3年に設定しています。なお、仙台市は、当初3年で設定していた登録期間を、更新状況から判断して5年に延長しています。(平成24年度生活衛生課調査結果より)

#### (変更・追加事項)

登録期間を設定せずに、定期的な水質検査の実施時に確認する方法や、井戸状況の調査を内規などで規定して確認を実施する方法もあります。

## 非常災害用井戸の登録に関する要綱 水質基準未設定例

### (目的)

第1条 この要綱は、震災等の災害により水道が長期間断水状態になった場合に備え、飲料水以外の、トイレ、掃除等に使用できる水を確保するため、市町内にある井戸を井戸所有者の協力により非常災害用井戸として登録することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (登録要件)

第2条 非常災害用井戸の登録要件は次のとおりとする。

- (1) 市町内に存在する井戸であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸を現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの。
- (4) 門、玄関、塀等、近隣から見える場所に非常災害用井戸が所在する旨の標識を掲示することについて同意のあること。
- (5) 井戸情報を公開することについて同意のあること。

### (登録の手續)

第3条 井戸水を提供する意志のある井戸所有者は、非常災害用井戸登録申出書(様式第1号)に必要な事項を記載し、市町長に申し出るものとする。

2 市町長は前項の登録申請書を受理したときは、内容等を審査して登録の適否を決定し、その結果を非常災害用井戸登録適否決定通知書(様式第2号)により、井戸所有者に通知するものとする。

### (標識等)

第4条 前条の規定により登録の決定を行った井戸所有者には、登録標識および注意標識(以下「標識等」という。)を交付する。

2 前項の規定により標識等の交付を受けた井戸所有者は、登録標識(様式第3号)を当該井戸の家屋の門、扉または塀等、近隣住民が認識しやすい場所に、また、注意標識(様式第4号)を井戸周辺等、井戸使用者が認識しやすい場所に取り付けるものとする。

3 井戸所有者から標識等の紛失、破損の申し出があった場合は、非常災害用井戸標識等再交付申請書(様式第5号)の提出により、標識等を再交付する。

### (利用者の遵守事項)

第5条 非常災害用井戸の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 井戸の利用は災害時に限られ、利用時間は井戸所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- (2) 井戸の利用は、井戸所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

(3) 井戸所有者から井戸に関する管理運営上の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

(登録期間)

第6条 登録期間は、標識の交付の日から3年とする。

2 市町長は、必要に応じて登録された井戸所有者に対し、更新の意思の有無等を確認するものとする。

3 更新の意思の確認時等に、第2条の登録要件を満たさないことを確認した場合、井戸が譲渡されている場合、または井戸所有者に登録期間の更新の確認ができなかった場合以外は、登録の満了する日からさらに3年間登録期間を更新することができる。

(登録内容の変更)

第7条 井戸所有者は、非常災害用井戸登録申出書の記載内容に変更が生じた場合は、非常災害用井戸登録変更申出書(様式第6号)により市町長に申し出るものとする。

(登録の解除)

第8条 井戸所有者は、次に掲げる場合は非常災害用井戸登録解除申出書(様式第7号)により、市町長に申し出るものとする。

(1) 井戸を廃止した場合

(2) 井戸の使用を停止した場合

(3) 井戸を譲渡した場合

(4) 井戸水を近隣住民に提供できなくなった場合

2 市町長は、次に掲げる場合は、非常災害用井戸の登録を解除することができる。

(1) 前項の規定による申し出があった場合

(2) 第2条の登録要件を満たさなくなった場合

(3) その他市町長が登録井戸として適当でないと認めた場合

3 市町長は、前項第2号および第3号の規定により非常災害用井戸の登録を解除する場合は、非常災害用井戸登録解除通知書(様式第8号)により井戸所有者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市町長が定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 非常災害用井戸の登録に関する要綱 水質基準設定および検査実施例

### (目的)

第1条 この要綱は、震災等の災害により水道が長期間断水状態になった場合に備え、飲料水以外の、トイレ、掃除等に使用できる水を確保するため、市町内にある井戸を井戸所有者の協力により非常災害用井戸として登録することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (登録要件)

第2条 非常災害用井戸の登録要件は次のとおりとする。

- (1) 市町内に存在する井戸であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 水質は原則別表1に定める基準を満たすこと。
- (4) 井戸を現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの。
- (5) 門、玄関、塀等、近隣から見える場所に非常災害用井戸が所在する旨の標識を掲示することについて同意のあること。
- (6) 井戸情報を公開することについて同意のあること。

### (登録の申し出)

第3条 井戸水を提供する意志のある井戸所有者は、非常災害用井戸登録申出書(様式第1号)に必要な事項を記載し、市町長に申し出るものとする。

### (登録の審査)

第4条 市町長は前条の登録申請書を受理したときは、内容等を審査するとともに、必要に応じて第7条に定める水質検査を実施するものとする。

### (登録の決定)

第5条 市町長は前条に規定する審査等の結果に基づき、その結果を非常災害用井戸登録適否決定通知書(様式第2号)により、井戸所有者に通知するものとする。

### (標識等)

第6条 前条の規定により登録の決定を行った井戸所有者には、登録標識および注意標識(以下「標識等」という。)を交付する。

2 前項の規定により標識等の交付を受けた井戸所有者は、登録標識(様式第3号)を当該井戸の家屋の門、扉または塀等、近隣住民が認識しやすい場所に、また、注意標識(様式第4号)を井戸周辺等、井戸使用者が認識しやすい場所に取り付けるものとする。

3 井戸所有者から標識等の紛失、破損の申し出があった場合は、非常災害用井戸標識等再交付申請書(様式第5号)の提出により、標識等を再交付する。

(水質検査)

第7条 市町長は、必要と認めるときは、別表1に定める項目について水質検査を実施するとともに、井戸所有者が希望する場合は、その結果を通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 非常災害用井戸の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 井戸の利用は災害時に限られ、利用時間は井戸所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- (2) 井戸の利用は、井戸所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 井戸所有者から井戸に関する管理運営上の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

(登録期間)

第9条 登録期間は、標識の交付の日から3年とする。

- 2 市町長は、必要に応じて登録された井戸所有者に対し、更新の意思の有無等を確認するものとする。
- 3 更新の意思の確認時等に、第2条の登録要件を満たさないことを確認した場合、井戸が譲渡されている場合、または井戸所有者に登録期間の更新の確認ができなかった場合以外は、登録の満了する日からさらに3年間登録期間を更新することができる。

(登録内容の変更)

第10条 井戸所有者は、非常災害用井戸登録申出書の記載内容に変更が生じた場合は、非常災害用井戸登録変更申出書(様式第6号)により市町長に申し出るものとする。

(登録の解除)

第11条 井戸所有者は、次に掲げる場合は非常災害用井戸登録解除申出書(様式第7号)により、市町長に申し出るものとする。

- (1) 井戸を廃止した場合
- (2) 井戸の使用を停止した場合
- (3) 井戸を譲渡した場合
- (4) 井戸水を近隣住民に提供することができなくなった場合

2 市町長は、次に掲げる場合は、非常災害用井戸の登録を解除することができる。

- (1) 前項の規定による申し出があった場合
- (2) 第2条の登録要件を満たさなくなった場合
- (3) その他市町長が登録井戸として適当でないと認めた場合

3 市町長は、前項第2号および第3号の規定により非常災害用井戸の登録を解除する場合は、非常災害用井戸登録解除通知書(様式第8号)により井戸所有者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市町長が定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表1(例)

項目	基準
pH値	5.8以上8.6以下
臭気	異常がないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

様式第1号（第3条関係）

（表）

非常災害用井戸登録申出書（例）

年 月 日

市町長 様

井戸所有者 住所または所在地  
氏名または名称  
電話番号

私が所有する以下の井戸について、市町非常災害用井戸の登録に関する要綱第3条の規定により、震災等の災害時に、必要に応じて無償で近隣の住民等に井戸水を提供するため、以下の事項に同意し、非常災害用井戸の登録を申し出ます。

1. 門、玄関、塀等、近隣から見える場所に登録井戸が所在する旨の標識を掲示すること。
2. 広報誌やホームページ、防災マップ等防災関係資料で、地図上に井戸設置場所を表示すること。
3. 町内会および自主防災組織へ、井戸所在地、井戸所有者氏名の情報を提供すること。
4. 近隣住民へ、井戸所在地、井戸所有者氏名の情報を提供すること。

井戸管理者 (井戸所有者と同じ場合は記載不要)		住所または所在地		
		氏名または名称	電話番号	
井戸管理者が井戸所有者と別のときは、井戸管理者の了承を得てください。 井戸管理者の了承を得ている				
井戸の状況	井戸の所在地		市(町)	
	設置位置		宅地内( 屋内 屋外 ) 田畑 その他( )	
	形態	形状	掘り抜き井戸(丸井戸) 打ち抜き(打ち込み)井戸(管井戸) 湧き水 その他( )	
		動力	手動( 手押しポンプ、 つるべ式 ) 電動( 停電時の使用可能、 不可能 ) 無し( 自噴、湧き水等 )	
	使用状況		現在使用し、今後も引き続き使用を予定している 飲料水 生活用水( 洗濯、掃除、風呂、 その他( ) ) 事業(業務) かんがい用水 その他( ) 使用していない	
	水量		年中よく出る 湧水時には枯れる 不明 平均水量( 毎分約 L )	
水質の状況		色 無色 その他( ) 濁り 無し その他( ) 臭気 無臭 その他( ) 沈澱物など(水を採水してしばらく置いた状態で) 無し 有り		

(裏)  
記入上の注意

- 1 それぞれ該当するものにレ印をつけてください。
- 2 井戸管理者欄には、井戸所有者とは別に井戸の管理者がおられる場合に記入してください。また、その場合は、井戸登録に関して井戸管理者の了承を得ていただき、「井戸管理者の了承を得ている」にレ印をつけてください。
- 3 井戸の形状にある掘り抜き井戸（丸井戸）とは、手堀りなどで掘られた比較的浅い井戸をいい、打ち抜き（打ち込み）井戸（管井戸）とは、鉄管等を打ち込んだものをいいます。
- 4 水量の平均水量は、不明であれば記入不要です。
- 5 水質の状況については、気になる点があれば具体的に記入してください。

非常災害用井戸登録適否決定通知書（例）

文 書 番 号

年 月 日

様

市町長



年 月 日付けで申し出のありました非常災害用井戸の登録については、  
下記のとおり通知します。

日頃から災害に備えるとともに、今後とも地域の安全の向上のため、ご協力くださ  
るようお願いいたします。

記

- 1 非常災害用井戸に登録しました。

登録内容

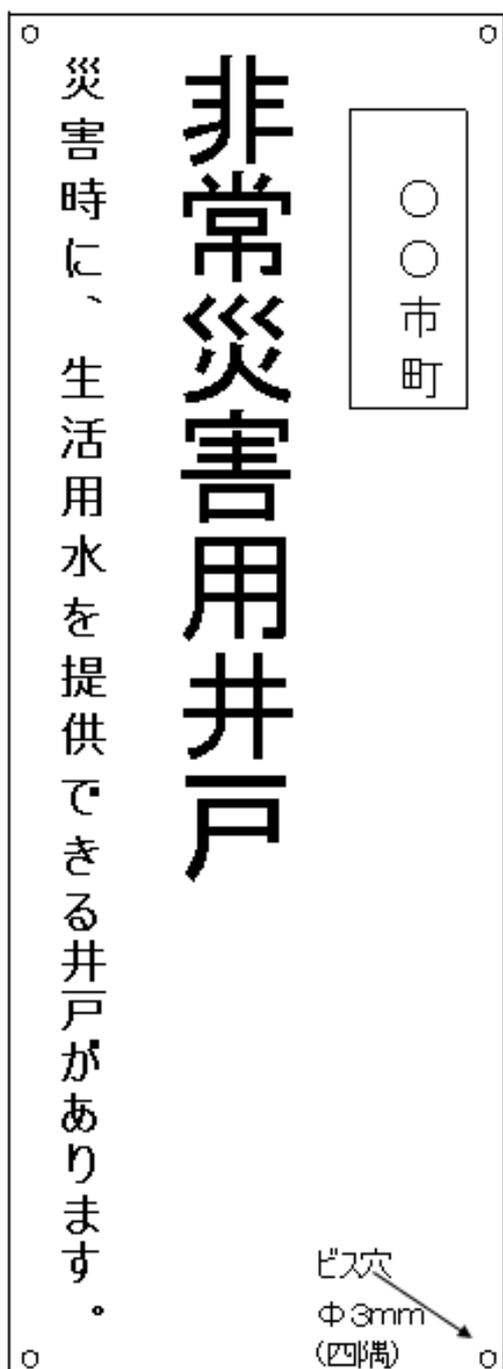
井戸所在地

- 2 非常災害用井戸に登録できませんでした。

理由（例）

登録申し出のありました井戸につきまして、内容を精査いたしましたが、  
非常災害用井戸としての登録要件を備えていないものと判断しました。

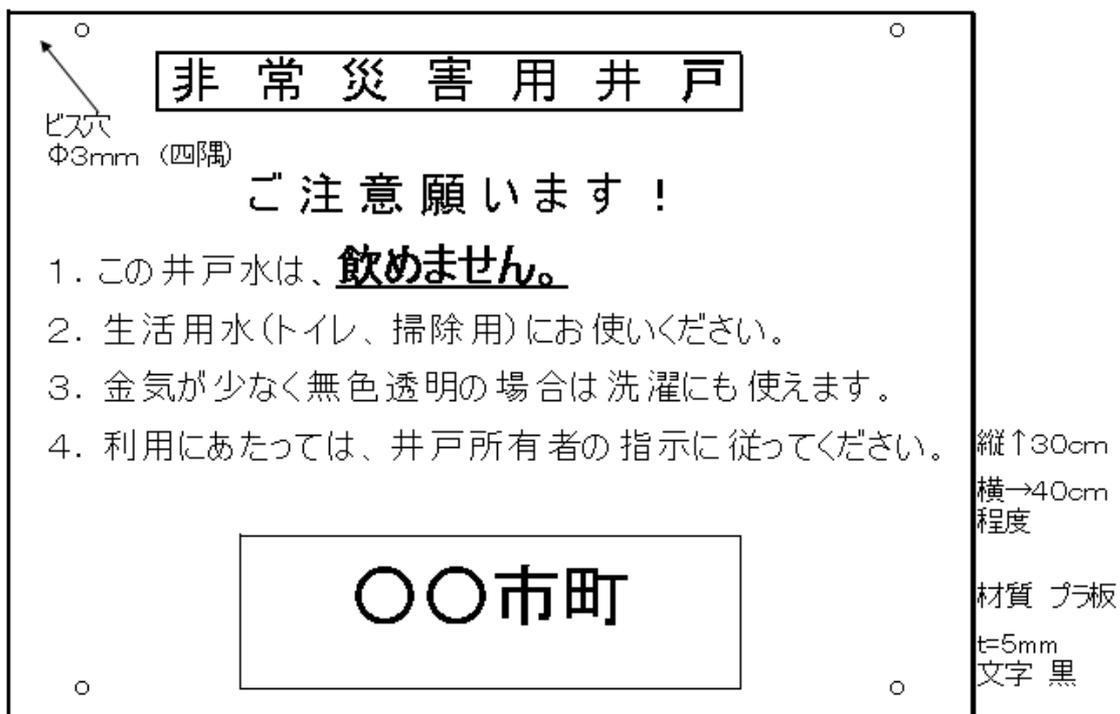
(例)



材質 プラ板 t=5mm  
縦25cm程度  
横10cm程度  
文字 黒

様式第4号(第 条関係)

(例)



様式第5号(第 条関係)

非常災害用井戸標識等再交付申請書(例)

年 月 日

市町長 様

井戸所有者 住所  
氏名  
電話番号

下記の非常災害用井戸の(登録標識・注意標識)を(紛失・破損)しましたので、市町非常災害用井戸認定制度要綱に基づき、標識等の再交付を申請します

記

井戸の所在地

様式第6号(第 条関係)

非常災害用井戸登録変更申出書(例)

年 月 日

市町長 様

井戸所有者 住所  
氏名  
電話番号

市町災害用井戸の登録内容について変更が生じたので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 井戸の所在地
- 2 変更事項(該当するものにレ印を付けて、変更内容を記入してください。)  
井戸所有者の変更(相続、名称変更等)  
井戸管理者の変更(井戸所有者とは別の場合)  
井戸仕様の変更

変更内容

- 3 変更年月日

年 月 日

様式第7号(第 条関係)

非常災害用井戸登録解除申出書(例)

年 月 日

市町長 様

井戸所有者 住所  
氏名  
電話番号

市町非常災害用井戸の登録を解除したいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 井戸の所在地
- 2 解除理由(該当するものにレ印を付けてください。)  
井戸を廃止した。  
井戸の使用を中止した。  
井戸を譲渡した。  
井戸水を近隣住民に提供することができなくなった。

理由

その他

- 3 掲示している標識等は取り外し、本申出書とともに市町に返還するか、汚損している場合は、破棄します。

様式第8号(第 条関係)

非常災害用井戸登録解除通知書(例)

文 書 番 号  
年 月 日

様

市町長



あなたが所有する井戸につきまして、下記のとおり 市町非常災害用井戸の登録を解除することにしましたので、通知します。

記

- 1 登録を解除する井戸の所在地
- 2 解除理由
- 3 掲示していただいている標識等は取り外していただき、市町に返還していただくか、汚損されている場合は、破棄していただくようお願いします。